




平成27年5月25日

各 位

会 社 名  日本電設工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 江川 健太郎
(コード番号 1950 東証第1部)
問 合 せ 先 総務部長 岩崎 俊隆
(TEL. 03-3822-8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第73期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったため、現行定款第25条及び第41条を変更するものであります。
また、現行定款第25条の変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第28条を変更するものであります。
- (4) 取締役会及び監査役会の招集手続きを柔軟に行うため、現行定款第29条及び第42条を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：平成27年6月26日（金曜日）
定款変更の効力発生日：平成27年6月26日（金曜日）

以 上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気工事、電気通信工事、管工事、土木工事、消防施設工事、鋼構造物工事、塗装工事および機械器具設置工事の請負、企画、設計ならびに監理</p> <p>2. ～9. (省略)</p> <p>第3条～第4条 (省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第24条 (省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第28条 <u>取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、会日より<u>3日前</u>に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第30条～第32条 (省略)</p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第33条～第34条 (省略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第35条～第40条 (省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 電気工事、電気通信工事、管工事、土木工事、消防施設工事、鋼構造物工事、<u>とび・土工・コンクリート工事、</u>塗装工事および機械器具設置工事の請負、企画、設計ならびに監理</p> <p>2. ～9. (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役である者を除く。)</u>との間で、同法律第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第28条 取締役会は<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。なお、当該取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。なお、当該取締役が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、会日より<u>3日前までに</u>各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第30条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第35条～第40条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第 427条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法律第 423条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、会日より<u>3 日前</u>に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第43条～第45条 (省略)</p> <p>第 7 章 会計監査人 第46条～第49条 (省略)</p> <p>第 8 章 計算 第50条～第51条 (省略)</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約) 第41条 当社は、会社法第 427条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法律第 423条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第42条 監査役会の招集通知は、会日より<u>3 日前まで</u>に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第43条～第45条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 会計監査人 第46条～第49条 (現行どおり)</p> <p>第 8 章 計算 第50条～第51条 (現行どおり)</p>